

江戸川区政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区政務調査費の交付に関する条例（平成十三年三月江戸川区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「四月、八月及び十二月」を「毎年度四月、七月、十月及び一月」に改める。

第六条の見出しを「（実績報告書等の提出）」に改め、同条第一項中「実績報告書（以下「報告書」という。）を作成し、」を「実績報告書を作成し、当該実績報告書及び領収書等の証拠書類（以下「報告書等」という。）を」に改め、同条第二項中「報告書」を「報告書等」に改める。

第七条中「報告書」を「報告書等」に改める。

付 則

この条例は、平成十九年五月二日から施行する。

（説明）

政務調査費の使途の透明性を高めるため、本案を提出いたします。